

## 補助申請の流れ



補助事業は、区分1つにつき原則年度中1回限りです。補助の要件等がありますので、交付申請前に各担当課にご相談を。

## 集会所修繕等工事

補助額 44万6千円

(工事例)



戸板島自治会(土佐山田町)では、集会所の修繕などに補助金を活用しました。瓦の塗り替えや破損していた屋根の修繕、網戸の張り替えを行いました。

- ◆全体費用 596,000円
- ◆集会所整備事業(補助率75%以内)

## 生活排水路改修工事

補助額 36万4千円

(工事例)



平井自治会(物部町)では、生活排水路の改修に補助金を活用しました。老朽化のため損壊し、隣のユズ畑にも被害を与えていた生活排水路をコンクリートで舗装しました。

- ◆全体費用486,200円
- ◆生活基盤整備(請負)事業(補助率75%以内)



### ■問い合わせ先

- 定住推進課まちづくり班  
☎53-1061
- 農林課農政班  
☎53-1062
- 香北支所市民生活班  
☎52-9285
- 香北支所地域振興班  
☎52-9286
- 物部支所地域振興班  
☎52-9289

みんなで  
築く  
まちづくり

# 香美市地域活性化 総合補助金

自治会や農業者を応援するための補助制度です

### 〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落で、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### ◆地域活動

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80%以内

#### ◆集会所整備

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

#### 【補助率】

新築：補助対象経費の80%以内  
新築以外：補助対象経費の75%以内

#### ◆生活基盤整備

##### ①生活基盤整備(請負)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の75%以内

##### ②生活基盤整備(直営)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

##### ③生活基盤整備(備品購入)

【対象】集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する備品購入費

【補助率】補助対象経費の100%以内

#### ◆給水施設整備

##### ①給水施設整備(請負)

【対象】給水施設・水源管理道の整備工事

【補助率】補助対象経費の90%以内

【対象】給水施設・水源管理道の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

### 〈農業者向け〉

営農分野のソフト・ハード(小規模の施設整備)事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### ◆特産物育成

##### ①新規種苗導入

【対象】ユズをはじめとする本市の特産物等を育成するための苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50%以内

【補助限度額】苗木1本あたり500円

##### ②試験栽培・栽培管理

【対象】特産物栽培用の借地料、肥料、農薬代

【補助率】補助対象経費の70%以内

##### ③有利特産物調査

【対象】先進地の現地視察や市場調査のための旅費、バス借り上げ料

【補助率】補助対象経費の50%以内

##### ④その他の特認事業

【対象】前記以外でも緊急性や事業効果が期待できると認められるもの

【補助率】補助対象経費の50%以内

#### ◆農業用施設整備(請負)

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の70%以内

#### ②農業用施設整備(直営)

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

申請書は担当課にあります。  
また、香美市公式ホームページからもダウンロードできます。